

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年6月8日(木) 午後2時30分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中7名が欠席)

2番 津田 征士郎	20番 園田 操	37番 角居 登
41番 南 順二	43番 田上 辰也	48番 山田 博幸
50番 橋本 義則		

午後2時30分 開会

事務局

こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中42名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

田植えの準備などで大変お忙しい中に、本日の農業委員会総会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、6日に梅雨に入ったニュースがあっておりまして、大変重要なものでありますが、昨年は大雨により熊本市内にも大きな災害が発生したわけでございます。今年こそ災害がないように祈念しているところでございます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会28年度の事業報告と29年度の事業計画などが、議案となっております。

総会がスムーズにいきますよう、よろしく皆様をお願いしておきます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

議事録署名者は6番の西富大二郎さん、それから7番委員の網田稔さん。書記に参事の市川真由美さんでございます。

それでは、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第10号議案の平成29年度下限面積の決定まで、10件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

すみません、事務局岩永です。よろしくお願い致します。

本日も訂正が何件かありますので、よろしくお願い致します。

まずは総会資料の目次のほうからお願いいたします。1ページ開いていただきまして目次のほうです。2件まず取り下げがあっておりますのでお願いします。まず第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちらのほう1件取り下げがあっておりますので、29のほうを28件と訂正方お願いします。もう一件が第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらについても1件取り下げがあっておりますので、23のほうを22と数字の訂正をお願いいたします。これに伴いまして合計数93のほうを91と訂正をお願いいたし

ます。

続きまして、個別のものに入っていきます。

5ページをよろしくお願ひします。22番、こちら取り下げになっておりますので、斜線等で対応方お願ひします。

続きまして、14ページ、20番ですけれども、こちらについても取り下げということで、斜線等で対応方よろしくお願ひします。

続きまして、16ページをお願ひします。第5号議案です。農業経営基盤強化促進法の16ページの2番の利用権設定、中段の表ですけれども、こちらの貸手、今10件と表記されておるかと思ひますけれども、こちらを11と訂正方お願ひします。

続きまして、21ページをお願ひします。8番の土地の表記、土地の所在地のところですからけれども、今、「南区良町5丁目字」これはフルマメと読むんですかね、こちらの「字古豆」を全て削除をお願ひします。つまり「南区良町5丁目636-1」と。これは土地の所在が2筆ありますので、その1つ下につきましても「字古豆」のほうの削除をお願ひいたします。

同じページの9番の土地の所在地についてですけれども、こちらが一番下段のところにも「南区良町5丁目字古豆」と書いてあります。こちらの「字古豆」についても、同様に削除方お願ひいたします。

――

これは全部書いてある。

事務局

いや、これは「5丁目」と表記してあるところだけの訂正をお願ひします。

それと報告事項になります。黄色の冊子、中段、黄色の報告事項があるかと思ひます。こちらについても、こちらの項目9、使用貸借解約通知と、今6件となっております。こちら1件取り下げがっておりますので5件と、これに伴いまして合計数146を145と訂正方お願ひします。これにつきましても個別のやつで29ページです。こちらの報告事項の29ページ、6番が取り下げ、こちら取り下げになっておりますので斜線等、29ページの一番下のやつです。6番です。こちらについては取り下げになっておりますので、斜線等で削除方お願ひします。

報告については以上です。すみません、訂正については以上です。失礼しました。

議長

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申

請、28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稻、露地野菜を作付されます。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番、3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の譲受人は、農地所有適格法人設立による農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は牧草を栽培されます。後の第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の13番と同時申請となっております。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行いました。何ら問題ないことを確認いたしました。

3番の譲受人は、東区戸島本町にお住まいの専業農家が、経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後はトマト、

里芋を作付されます。

以上、2番、3番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

4番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番から6番は関連で、独立就農のための賃借権設定の申請です。賃借人には先日、地区委員会に出席をお願いし、営農計画等について聞き取り調査を行い、計画どおり意欲的に農業に従事することを確認しております。申請地では水稻、小ネギ、タマネギなどを作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜、果樹を栽培されている兼業農家で、申請地には大豆を作付される計画です。

8番と9番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。譲受人はそれぞれ水稻、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付されます。

以上7件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番から10番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

11番から13番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、クリ、水稻をつくられる専業農家で、申請地には水稻をつくられる予定です。

12番は、経営拡張のための使用貸借の設定です。譲受人である、特定非営利活動法人オレンジワークの会は、障害者の方を多数雇用されており、河内地区内の耕作放棄地を借り受け、その解消に努められている法人で、ミカンや露地野菜をつくられています。申請地には露地野菜をつくられる予定です。

13番は、同居の孫へ贈与されるものです。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上3件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員より11番から13番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

15番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

16番は、農地所有適格法人の経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は水稻とキャベツをつくられており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、14番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

17番及び18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、賃借権設定のための申請です。賃借人はトマトを作付されており、許可後はトマトをつくられる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、17番、18番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

19番から20番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は栗をつくっており、許可後はニンニクを作付される予定です。熊本市での権利取得が初めてのため、地区委員会での聞き取りを行い、営農計画等に何ら問題がないことを確認いたしました。

20番は、経営移譲年金受給継続のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稲と露地野菜をつくっており、許可後は水稲と露地野菜を作付される予定です。

以上2件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、19番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は麦、野菜、菊芋をつくっており、許可後は菊芋を作付される予定です。

22番は取り下げです。

23番は、子への贈与をするための申請です。譲受人は水稲と野菜をつくっており、許可後は水稲と野菜を作付される予定です。

以上2件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当との協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ありがとうございました。

ただいま、21番から、22番は取り下げで、23番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、24番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

24番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。譲受人はトマト、水稻をつくられる専門農家で、許可後はカボチャをつくられる計画です。

以上1件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、24番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、25番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

25番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番から27番は関連でございます。申請は、経営拡張のための賃貸借による権利設定申請でございます。申請人は農産物の生産、集荷、選果、加工、販売を行う一般法人で、許可後はニンジンを作付される予定でございます。

28番と29番も関連でございます。申請は、経営拡張のための賃貸借による権利設定申請でございます。申請人は、山鹿市で新規就農認定を受け、ナスを生産する専門農家です。許可後はトウモロコシとスナップエンドウを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等を聞き取りいたしました。何ら問題がないことを確認をいたしております。

以上5件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、25番から29番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産の売買を営む法人により申請の件で、平成28年9月8日開催の総会において許可との協議結果でございましたが、その後、関係機関との協議の結果、交通の安全面の確保のところの道路形状の変更の必要があり、今回、変更申請されたものであります。

先日の地区委員会で現地調査を行い検討しましたところ、計画の変更はやむを得ないものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、7件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、通路へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、昨年の熊本地震にて自宅の建てかえが必要となり、以前より通路として利用していた道路の一部が農地のままであったため、通路として申請をされました。排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。転用申請の必要性について理解されていなかったため深く反省をされている旨の、顛末書の添付がされております。

先日の地区委員会で現地を調査しましたが、自宅建てかえに対する道路の必要性など、事業計画について再度詳しく聞き取る必要性があると判断をし、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

以上、報告をいたします。

議長 ただいま、1番については継続審議になりましたということをお願いいたします。

それでは、2番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地であると判断されます。土地利用計画は、周辺住民への貸し駐車場9台分を整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断しました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除などは問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年7月9日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

3番と4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、申請人は法人の役員をしており、その法人の駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の地区に近接する10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、社員用駐車場21台分、ダンプカー等作業用車両置き場で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除ともに問題ありません。工事期間は、平成29年6月15日から平成29年7月15日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

4番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、事業内容が既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。しかしながら、農家住宅の敷地の一部として農作業の場所やトラックの回転場所として利用しており、許可を得ていなかったことを反省し、始末書の提出がっております。隣接同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、同時申請の5条申請の133㎡と合わせた546㎡に農家住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成29年7月1日から29年12月1日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

6番は、農家住宅及び農業用倉庫のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、農家住宅1棟、農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。しかしながら、許可を得ないで転用していたことについて始末書の提出がっております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認、調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、5番、6番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、農家住宅への転用申請です。農地区分は、10ha以上の

広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため、例外規定に該当すると思われる。土地利用計画は、木造平屋建て農家住宅1棟を計画されております。汚水は合併処理浄化槽で処理され市道側溝へ接続され、雨水のオーバー分は市道側溝へ接続されます。農区長の同意書も添付されています。周囲は申請人の農地で問題はないものと思われる。事業に必要な資金証明や、その他必要書類は添付されています。工期は、許可後から平成30年3月31日までを計画されています。

以上1件、さきの地区委員会にて現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに、満たされていると判断されます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

+

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、22件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、申し上げます。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、母から子へ1番は農地の一部に使用貸借権を設定し、2番は所有権移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設される道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものとした。資金計画と証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年12月20日までの予定で、許可後は目

的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、土木工事業を営む法人が、農地に賃貸借権を設定し、資材置き場及び建設機械置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、譲受人法人が熊本地震に関連する工事を申請地周辺にて行っており、選定されました。土地利用計画は、コンクリートブロック、砕石クラッシャーランなどの資材置き場、バックホー、タイヤローラー、ダンプトラック駐車場などを建設する機械置き場を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年8月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

4番から7番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、個人が農地の所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は、平成30年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番と6番は関連で、不動産の売買を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、申請地2筆と他地目279.75㎡を合わせた総事業面積8,620.9㎡に、建て売り住宅27棟及び道路、調整池、公園などを整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。

7番は、建築工事業を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅8棟を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判

断いたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成31年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。

以上、4番から7番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、5番、6番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、8番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

8番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、宅地建物取引業等を営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。この案件は、平成29年4月の総会にて審議されましたが、面積の間違いにより取り下げられ、再度申請されたものです。農地区分は、市街地化が見込まれる区域で、市外地区等に近接した10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目132.88㎡を合わせた総事業面積3,374.88㎡に、建て売り住宅12棟の建築及び新設道路、公園等の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのこと。工事期間は、許可日から平成30年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを

確認しております。

9番は、土木工事等を営む法人が、農地を所有権移転し資材置き場及び車両置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、砕石、山砂、土木資材、コンクリート製品等の資材置き場及び、ダンプトラック5台分の車両置き場として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年7月10日から29年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、液化石油ガスの販売等を営む法人が、農地を所有権移転し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、社員及び社用車の駐車場37台分として整備、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成29年7月10日から平成29年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

11番は、個人が農地を所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の、集落に接続して建築されるものに該当すると判断いたしました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。ただ、申請地は以前、資材置き場として転用計画がありましたが、実行されず、現在雑種地の状態であるため、今後このようなことがないように始末書が提出されております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年6月30日から平成30年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、8番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、8番については、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、12番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、譲受人は隣接する桜十字病院の不動産管理の法人で、所有権移転による病院の駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、駐車場10台分で適切な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年7月1日から平成29年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番は、所有権移転による個人住宅の建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、公簿面積135㎡、実測面積278.95㎡に個人住宅1棟で、適切な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年6月20日から平成29年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、適切な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、12番から14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

15番から16番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

15番は、農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに当たり、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、同時申請の4条申請の316㎡と合わせた546㎡に農家住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成29年7月1日から平成29年12月1日の予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

16番は、使用貸借権設定による農家住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積519.61㎡のうち転用面積113㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。しかし、既に無断で利用してきたため、始末書の提出がっております。工事計画は、平成29年7月1日から平成30年5月30日までで、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま15番、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

17番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると思われまます。土地利用計画は、建築面積75.2㎡の個人住宅で、妥当な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成29年7月1日から平成29年10月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、賃借権設定による資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、周辺地域の造成工事のため、砕石、砂利、山砂の置き場や、パイプ、型枠資材、重機車両5台、従業員駐車場8台などで、妥当な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後から平成29年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積1,322㎡を含めた総事業面積4,257㎡に、土木資材、下水資材、盛り土資材の置き場、砕石置き場、山砂置き場、普通車3台、ダンプ4台分の車両置き場、車両転回スペース及び被害防除のための池を設置する計画で、妥当な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除と

もに問題はありません。工事期間は、平成29年7月10日から平成30年12月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は取り下げでございます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、17番から19番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。20番は取り下げでございまして、21番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

21番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

21番は、親子間で使用貸借権を設定して個人住宅へ転用される申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため例外規定に該当するものと思われま。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟を計画されております。汚水等は公共下水道へ接続される計画で、雨水のオーバー分は県道側溝へ接続される計画です。農区長の排水同意書も添付されています。周囲は申請人の農地で問題はないものと思われま。事業に必要な資金証明やその他必要書類は添付されています。工期は、許可後から平成30年4月30日までを計画されています。開発許可が必要ですので、事前審査書は提出済みです。

以上1件、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、21番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、22番。

22番 園川良二委員

22番、園川です。

22番、23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転によるゴルフ練習場拡張のための転用申請です。申請地は既存のゴルフ練習場の芝生コートに囲まれており、危険防止策はとっているものの打球が飛び込んでくる心配がある場所であり、危険防止のためにもゴルフ練習場敷地として管理・活用したいとのことです。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、樹木伐採と造成芝張りで既存のコートと一体化するもので、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成29年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は、建て売り住宅8棟ととりつけ道路を建設予定、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年8月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要ですので、事前審査の手続を申請されているということを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、22番から23番について地元委員より報告がございま

したが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。
まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）について、ご説明いたします。
初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から20ページの6番までの合計6件で、1番から4番までが公社への売り渡し、5番が公社からの買い取り、6番が相対による売買です。面積は、6件合わせまして、田1万5,812㎡、畑7,031㎡の、合計2万2,843㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。
次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの7番から26ページの18番までで、貸手11名、借手7名の件数12件です。契約期間別では、6年未満が8件、10年以上が4件で、面積は12件合わせまして、田4万6,968㎡、畑5,458㎡の、合計5万2,426㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜、露地野菜、飼料作物です。
次に、再設定分です。明細27ページの19番で、貸手1名、借手1名の件数1件です。契約期間は10年以上で、面積は畑4,522㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は施設野菜です。
続きまして、第6号議案です。
28ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細29ページの1番から36ページの13番までで、貸手13名の件数13件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が9件で、面積は13件合わせまして、田6万4,003㎡、畑4,964㎡の合計6万8,967㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物、果樹を予定しています。
以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

6番 西富大二郎委員

6番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願出人は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は専業農家で、東区秋津町秋田の田6筆の全農地について、願出人みずからが引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しております。

以上、1番につきましては引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項、黄色の紙をご確認ください。こちら1番から12番までの項目があります。合計の件数が145件の報告事項が上がっております。

報告事項につきましては以上です。

議長 続きまして、第8号議案、平成28年度事業報告について、議事をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の清田でございます。審議が長引いて本当に申しわけございません。私のほうから28年度事業について、かいつまんで報告をさせていただきます。着座にて報告します。

別紙の農業委員会総会議案、29年6月8日、このブルー、この色つきの紙があるかと思えます。こちらのほうを使ってまいりたいと思っております。これは28年度の年間事業と29年度の計画を書かせていただいているものでございます。

あけていただきまして4ページ、ようございますでしょうか。4ページに28年度の事業概要ということで書かせていただいております。28年度におきましては、4月16でしたか、熊本地震が起こりまして、相当な被害がこの熊本の地域に起こっております。その中で熊本市の農業被害ということで4行目から書かせていただいております。熊本市の農業被害におきましては、農地災害2,513カ所で被害額が28億円、農作物、施設、畜産施設等の被害については145億円というふうな形になっております。また、これにその後にもまた大雨が続いて来ております。これで農作物被害等々、非常にいろいろな災害が去年多かったというような状況の中で、農業委員の皆様におかれましては、上から段落4段目、「本市農業委員会においては」というのがちょうど半分から下になっているかと思えます。段落が4つ目でございます。においては、23次農業委員が発足して2年目となりました。その中で会長が招集する28年度の総会をこういう形で12回開催するなど、いろいろな農業の農地行政に向けてご努力をいただいているというふうな状況でございます。

また、2つの専門部会を設けまして、農業振興専門部会としては農地と担い手を結ぶ事業を行う。あるいは農業者年金については、農業者年金の普及関係について推進を行っていただいたということが、事業の中身になっております。

また、一番下から3行目になりますけれども、推進事業としまして、地域の子供たちと農業委員会と子供さんたちが一緒になりまして、ジャガイモの収穫等、食と農の事業に一層励んでいただいたというのが全体的な業務内容かと思っております。

続きまして、5ページにまいります。農業委員会等に関する法律の1項という見出しがありますけれども、これは今話しましたとおり総会ですね。法令業務をするときに月1回、大体8日を基準としましてその前後という形で12回、去年は開かせていただいております。内容としましては、今日と全く同じような農地法3条、4条、5条から始まりまして、いろいろの証明願という形で、同じような方向で進ませていただいております。

1ページまたあけていただきまして、当然総会をする上では、7ページの中段になります。総会をする上では一番大事な地区委員会というのを総会前、これを12回程度お聞きいただきまして現地確認等を、地域の役員さんあるいは事務局職員と一緒に回られてご苦労されて、総会に上がってくるというような形で流れているかと思っております。

それと(ウ)になります。地区委員会が終わりまして、その中に役員会というのを開かせていただいております。そこでいろいろな形として、もう一回協議したらいいんじゃないか、どうなのかという形で出していただく。それをまずそういう形で見せておいていただいているというふうな状況になります。

1ページあけていただきまして8ページをお願いします。先ほど農業振興関係の専門部会というような形をお話しさせていただきました。農業振興専門委員会という形で7月8日、このような内容で審議をしていただいていると、また、(オ)につきましては農業者年金加入推進専門委員会におきましても、こういう形で8月8日に会議を行っていらっしゃるという状況でございます。それと(カ)、農政協議会、これはほとんどこの駐輪場ですか、12月8日、要するに先生とかそういう講師の方を呼んで、「戦後農地法制の理念と農業委員会の役割」という形で、ここは研修を受けられたというような実績が上がっております。

それでその次の(2)ですけれども、農地法の許認可業務という形で出ております。これは先ほど申しました農業委員会は年に12回あります。その中で農地法のどれぐらいあったのかという形で、ここにまとめさせていただいております。①農地法第3条、所有権移転関係、249件に対して52万4,801㎡、使用貸借、所有権移転というのは当然売買、変わるからですね、使用収益権というのは、すみませ

ん、失礼ですけれども、貸し借りとかそういう形かと思っております。188件、69万5,283㎡、合計で437件、122万84㎡という形で、農地法関係についてはご協議いただいて、こういう実績が上がっているというふうにご理解いただきたいと思います。

②農地法第4条、第5条、許可不要転用、これをまとめさせていただいているのが、この表になります。上に行きますと、宅地等への転用と許可不要転用というところがございます。この許可不要というのは公共的に鉄塔を建てるとかああいうやつですよ。公共関係の事業に準ずるやつ、電波法とかああいうやつ、あれを建てるときに出てくると思ってください。

それと縦軸になりますと許可申請と届出とあります。これは調整区域と市街化区域と理解をいただければと思っております。許可申請に行きますと、農地等の転用につきましては436件、38万4,787㎡でございます。そういう形をとりまして最終形を通りますと、許可申請としまして宅地への転用と不許可案件につきましては436件、38万4,787㎡、届け出につきましては626件、43万7,803件、総合計としまして1,062件、82万2,590が、農地からなくなっているというふうに見ていただければ結構かと思っております。

それと9ページの③番、これは農地法の18条関係、これは解約でございます。解約については147件の38万3,524㎡があったというような形でございます。

④番、非農地証明。非農地証明というのは農地法が施行される、生まれる昭和27年以前から建物が建っておったと、これはあえて非農地で証明できるということを、こういうような9件出しているというようなことでございます。

続きまして、9ページの中段になります。農業経営基盤強化促進事業、基本的には地域の担い手に農地を集めるというようなやり方でございます。この中で1番の(ア)というのを書いてございすけれども、これは農地移動適正化あっせん事業でございます。要するに農地の売買を、基盤法を使ってこれだけの農地が動いたというふうにご考えていただければ結構でございます。それと、それについて2,349名が、1の上熊本から47番の田底まで、ずっとこういう形で農地転用や農地が動いたということで、2,349の方がこうしたあっせん等、要するに売買関係にできますよという形で名前が登録されているというふうにご理解いただければ結構かと思っております。

1ページあけていただきまして10ページで(イ)、認定農業者でございます。これは基盤強化法の中で、地域の担い手として農地を集め

ている部分の農家の方々を、今ここに書かせていただいております。東区から始まりまして北まで1, 495個、経営体が今、認定農業者として活躍されているというふうに見ていただければ結構でございます。

11ページにつきましては農地所有適格法人、以前は農業生産法人と言っていましたけれども、名前がちょっと変わりました、農地所有適格法人というのが1から始まりまして32番まで、昔で言う生産法人の法人があるよと、こういう方々も農地の担い手として今後ご利用といたしますか、失礼な言い方ですけども、活用していければなというふうに考えております。

12ページの(4)番、国有農地等管理処分事業、これは私もはっきりわかりませんでした。来る前に見せていただいたときに、国が農地法に準じた農地を持っていると、それを国が県に管理委託、県が市に管理委託、それを皆様をお願いしているというような状況だと思います。これが農地として24カ所、それに面積が43万6, 453㎡あるというふうにご理解いただければというふうに思っております。

それと(5)番目、これは農業委員さんの仕事内容でございます。農地のトラブル等についても、いろいろな形で皆さんにご協力をいただいているというふうに書かれております。

続きまして、13ページ、租税特別措置法の業務、これは要するに納税猶予ですね。納税猶予にする場合に、これだけの方々が申請等を出されているというような一覧表でございます。

その次、下の(7)番、証明発行業務につきましても、農地台帳から始まりまして一番下に大体年間880件ほど、そういう証明をとりに来られているという状況でございます。

1ページあけまして14ページです。これは農業者年金業務という形で書いております。国民年金とか年金とかああ言うんじゃなくて、農業者特有の農業者年金という形になっております。これは平成14年に制度改正されまして、旧制度、新制度という形になっております。

14ページの中段にあります(ウ)です。農業者年金申請等処理状況という書き方があるかと思えます。上のほうが旧制度、下のほうが新制度、それがいつから分かれるかという、平成14年の制度改正からだと思っております。旧のほうでいけば移譲年金と老齢年金、そすと下に行きますと、老齢年金はそのままなんですけれども、特例付加年金、要するに貸付金、金を出すやつを国が補助するというような内容に変わっているみたいです。そういうことを全てずっと合計しますと旧法であれば212件、新法でいけば62件、計274件のここ

に書いてある業務をやらせていただいているというような状況でございます。

一番下の（９）番の農地中間管理事業、これは非常に今、農政部門との強力な協力が必要になってまいります。担い手への出し手のほうは農業委員会で受けとりますけれども、貸し付けのほうは農水局という形になりますものですから、このマッチングという作業を今後さらに強化しながら、この事業の集積を伸ばしていきたいというふうに考えております。

15ページにまいります。15ページにおきましては、（１）、（２）、（３）番というふうな書き方をしております。耕作放棄地解消に向けた事業、農地違反転用防止の事業、担い手育成支援事業という形で掲げてあります。（１）番の耕作放棄地関係につきましては、ここに書いてある内容とするならば、ここには県の事業、耕作放棄地解消事業というのを使って、そういうような耕作放棄地をなくしていこうというふうなことで書いてございます。また、県ばかりじゃなく国の荒廃農地何とか事業というのがございます。これは農政部門が受けている部分でございます。ですからそういうような事業を絡めながら、耕作放棄地を解消していったというふうな状況だと思います。

農地違反転用防止事業については、皆さん、年1回、各地域をパトロールで回られて調査をされている。これをもう少しことしから精度を高くしていこうというふうな考え方があります。農地の違反というのは結構ありますものですから、皆さんのご協力が必要かというふうに思っております。

担い手育成の支援事業という形で、これは農地の利用の集積でございます。（ア）の表があるかと思えます。これは公社を介して売買するパターンと相対という49と書いてある部分の、これは相対で貸すほうと借り手がするというような形で2つパターンがありまして、こういう件数で大体合わせてしまいますと85件、計の、面積を見ますと23万4,720㎡が、公社を使ったり相対を使ったりして農地の集積がまとまっていくというふうに、ご理解いただきたいと思えます。

16ページを見ていただきまして、16ページも利用権の設定の新規設定という形で、新しく出てきた場合は、こういう相対とかそういうところを使って農地の集積を図っているというふうな表でございます。契約年数がございますものですから、契約年数に応じて数字を分けてあるところでございます。

（ウ）につきましては利用権設定の再設定、これは5年、6年と年数が切れましたら、また同じ方につないだりとか再設定をするよという

形で、こういうこともをやっていますというふうにご理解いただければ結構でございます。

(エ)については利用権の移転という形で4件、農地利用集積円滑化団体による転貸というのが8件、これは大体農協等だと思いますけれども、そういったところを使って農地の集積は随時行っているというふうに、ご理解いただければ結構でございます。

すみません、その(カ)も一緒でございます。農地中間管理機構も皆さんご存じだと思います。機構に土地を貸して機構から借り手に土地を貸していくという形になります。ですから貸し手という形で97人はいらっしゃるんですけども、借り手の1というのは公社の意味でございます。これが皆さんに貸していくというような考え方になります。

17ページの所有権移転調整会議という形で、4月から次ページの18ページの3月13日まで、日にちと場所を書いております。これは先ほど農地を集積する場合、あっせんする場合に、相対だったり公社売買をするときに、こういう形で地域の農業委員さん等にご協力して農地集積をやっているというような実績表でございます。

開けていただきまして18ページ、(4)番、農業振興活動事業、これは私も今年初めて行きましたけれども、皆さんが耕作放棄地解消だったり、いろいろな事業関係で、タマネギ、ジャガイモ等をやっていると思います。これを地域の食の活動じゃありませんけれども、幼稚園とかそういう方のところと一緒にされていると、すばらしい事業だと思っております。そういう形で今後も続けていかれるのかなと思っております。

19ページになりまして(5)番、情報宣伝活動、今、「農業委員会だより」については、農業委員さんのご苦勞によって、農業委員の活動をまとめられたペーパーを出されていると、それと「市政だより」、ホームページ等を使いながら、農業委員さんの活動を全てに知らしめていこうという有意義な広報方法だというふうにご考えております。

それと(6)番目、これは研修及び先進地研修、先ほど役員会で今度はどこに行こうと、委員さんたちが勉強するために、いろいろところで農業の農地行政だったりいろいろなことを情報を共有する、あるいは情報を得るというような形でされている部分というふうにご考えております。それが20ページを開けていただきまして、大体5月から3月21日までこういうようなことを去年やりましたという形で、一覧を出させていただいております。

最後に、20ページの最後なんですけれども、農業委員さんの一番

の活動である田畑の売買価格調査というのを、当然毎年いっぱいされているのかなというふうな形で、急ぎ足になりましたけれども、28年度の事業を総括してご報告をさせていただいたということでございます。

それから21ページから28ページまで、これは今までの事業関係等を県に報告するための帳票でございます。面積から始めましてということをやりましたという形を、ここへ書かせていただいております。帰ってよかったら読んでいただくという形でしていただければ非常に助かりますので、よろしくお願いします。

私のほうから28年度の事業報告については、以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局から平成28年度事業報告について説明がありました。この報告について何かご意見ございませんか。
どうぞ。

36番 梅田誠也委員

お尋ねと、ちょっとお願いなんですけれども、9ページの一番上④、非農地証明が9件とかというふうに書いてあります。後のほうの13ページの(7)の証明書発行業務の中に、非農地証明が10件と書いてあります。この違いは何かなというのを1つお尋ねしたい。まあ、どうでもいいことなんですけどね。

これが1つと、それから非農地証明の発行についてちょっとお尋ねしたいというふうに思います。先ほどの説明で、非農地証明は、農地法施行以前に転用されとったものについては、非農地証明を発行しますという説明でした。耕作放棄地対策の中で四、五年前だったですか、私はちょっとあれで、ちょっと覚えんですけど、その中の一つに、国は耕作放棄地での耕作をできるような状態に、何クラスというかランクづけしてある部分については、非農地証明等で分母の部分減らしていいですよというふうな国の方針が出ていますよね。けれども、熊本市の場合は、非農地証明はこうなっていますという話なんですけれども、ある程度国としては、裁量で非農地証明を活用してもいいという話があるんですけれども、そこでお尋ねしたいのは、熊本市の非農地証明の基準、そういうものが例えば明文化されたものであれば、そういうものを示していただきたい。私かわからないものですから、ほかの皆さんはどうかわかりませんので、それをこれからいろいろありますので、全農業委員に配付してもらいたいというのがお願いでございます。特に熊本市の非農地証明で、市の方針で広げられる、

あるいは厳しくする場合もあるでしょうけど、あればその辺も今検討する時期じゃないかなというふうに感じるものですから、お願いしたいというふうに思います。

以上です。

事務局

では、私のほうからご説明いたします。事務局の岩本です。

今、梅田農業委員さんがお尋ねになりました件数については、私のほうでは証明発行の件数が10と9というのに対しては、これは証明発行をしている総務班のほうから説明いただきたいと思うんですけども、ここの数字の整合性については、後ほど別の者から説明していただきます。

今、梅田農業委員さんがおっしゃった非農地証明の件数についてですが、この非農地証明というのは、先ほどうちの清田副事務局長のほうから説明がありました、昭和27年の農地法施行以前から農地ではなかったものについて出している証明です。梅田農業委員さんがおっしゃった、国の施策で耕作放棄地について非農地としましようという、これは遊休農地のいわゆる荒廃農地、B分類に対して非農地化しなさいというような政策が確かにございまして、これとは全く別物です。この証明は熊本市が発行している非農地証明、ここに出ている数字については、先ほどの昭和27年以前から農地でなかったものについての証明書を発行しているということになります。

梅田農業委員さんがおっしゃった国のほうの施策の、耕作放棄地をB分類については、再生が不可能だから非農地化しなさいよというこちらについての基準等は、まだ何も策定しておりません。これは利用意向調査というのがございまして、昨年2回目の利用意向調査を行いました、その利用意向調査、ごめんなさい、利用状況調査です。毎年利用状況調査、昔、農地パトロールというやつを毎年行っていたんですが、その利用状況調査の結果で例えば荒廃農地のA分類とかB分類とか、皆さんにご協力いただいて調査判定を行っていただいたんですが、そのB分類判定をした農地については、同じ年度内で非農地化にしなさいというような、国のほうからそういったガイドラインを出されております。

毎年農地パトロールを行って、そのガイドラインを示されたのは平成28年度です。28年度の当初にそういったガイドラインを示されたものですから、こちらのほうもA分類、B分類の判定については神経質になったというか、慎重に行ったんですが、皆さんに利用状況調査で一応A分類、B分類の判定をしていただいた集計を、こちらのほ

うでとりまして、B分類になった農地というのがありまして、それについては年度内に非農地化しなさいということで国のほうから言われとったんですが、熊本地震がありましたので、B分類を非農地化しなさいというようなことが先送りになったというか、早急にするというようなお話ではなくなりました、昨年。結果として非農地化にはB分類はしていないというような状況です。

36番 梅田誠也委員

私が何年か前に理解しとったのは、さっきの説明でわからん、ちょっと聞き取れなかった分があるんでわからんですけども、非農地化というのは、非農地証明の制度の中でやっていいよという話だったと理解しとったんですよ。

事務局

ですので、農地の利用状況調査でB分類と判定したやつは、非農地化にしなさいということなんです。ただ、非農地化にする場合も、あくまでも農業委員会できちんと調整した上で、農業委員さんたちと、この農地を非農地化するというのであれば、さっきおっしゃったように基準を策定したりとか、それから非農地化にしなさいということなので、今回は熊本地震なんかもあったので、農地の状況をそこまできちっと判定するだけの時間がなかったというのもありますものから、国・県のほうからも、今年度については早急に非農地化にするのではなくて、慎重に調査をしたり、あるいは農業委員会の総会などできちん基準などを設けて諮った上で、非農地化にするというようなところで、猶予期間といいますか、猶予を設けられているということです。

36番 梅田誠也委員

わかりました。あとそれでお願いしたいのは、内容はわかったんで、私たちに文書で明文化された基準とかをお願いしたいと思います。それはなぜかという、以前嶋村さんが営農型太陽光発電で何か言われたときに、口頭でああだこうだと言われていたけれども、我々には、じゃ、その基準は何か文書か何かあるんですかと言った。それは私たちの全員に配ってもらわないと、審査の意見も言えないじゃないですか。そういうこともちょっと考えたものですから、そういうものがあれば示していただくということをお願いしたいということで申し上げました。

以上です。

事務局 わかりました。今のところは、お伝えしたとおり基準などは全く策定しておりませんので、基準など策定しましたら必ずお示ししたいと思います。

事務局 そして非農地証明の件数なんですが、9ページが9件となっております。13ページと違うというご指摘がございました。これにつきましては、今原因のほうはこちらではわかりませんで、次回の総会の際にこれについてはご説明を差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 今、事務局より説明がありましたが、これでどうですか。いいですか。

一同 なし。

議長 それでは、第8号議案、平成28年度事業報告について承認することにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 次に、第9号議案、平成29年度事業計画案について議事をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の福田でございます。9号議案についてご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

それでは、29ページをお願いいたします。私のほうからⅠの事業方針とⅡの事業概要についてご説明いたします。

では、次のページ30ページをお願いいたします。まず事業方針案でございますが、農業委員会に関する法律が改正されて1年が経過されました。全国で新たな体制のスタートが切られているようでございますが、当委員会では、平成30年4月のスタートに向け準備を進めているところでございます。また、震災から1年以上たちましたが、いまだ農業者の復興については順次進めておられるようでございます。例えば、農業経営体育成支援事業の活用をしての農業用倉庫とか機械をもとに戻すための事業でございますが、まだ事業完了は3割程度というふう聞いております。また、その際の農業用機械を新しくされ

たときなどは、規模拡大というのが要件になっております。規模拡大については農地等の拡大等もあろうかと思っておりますので、農業委員会としてはそういう相談については、手続関係をしっかりと支援していきたいというふうに考えているところでございます。今後とも法の3条、4条、5条からの許認可事業を初め、新たな必須業務として加わりました担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を進めることを、平成29年度の事業方針とさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。事業概要の1、農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でございますが、(1)の会議の開催から次のページの(9)の証明書発行業務まで、昨年同様の事業を行うこととしております。委員の皆様方には、現地確認、案件の審議、地元での相談受け付け等、多種多様な業務をお願いすることになりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。また、事務局としましては、申請や届け出、許可関係等、証明等の発行等、事務的なものは、しっかり務めさせていただきたいと考えております。

ページ33ページをお願いいたします。2の農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。この業務は昨年度より必須業務として位置づけられているものでございます。特に(1)の担い手への農地利用の集積・集約化、(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入の促進については、農業者の実態把握に努め、市の農水局さんとか関係JAさん、中間管理機構などの関係機関と連携して、できる限りの指導、支援を行っていくこととしております。この業務につきましては、これまでも農業委員の皆様には現地での指導をお願いしているところでございますが、この業務は、今現在、新たな体制への移行を進める上でその都度ご説明をしておりますが、新たに設ける農地利用最適化推進委員の業務の重要な役割になるものというふうに考えているところでございます。

次に、(4)違反転用への適正な対応についてはということでございますが、これは早期発見に努め、早い段階での指導を心がけていきたいというふうに考えているところでございます。

(5)の研修会、先進地視察については、後ほど今年度の日程については説明させていただきたいと思っております。

次に、34ページをお願いいたします。3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務についてでございますが、これは必須業務じゃございませんが、調査業務と情報宣伝活動を行わせていただいているところでございます。先ほど報告の中にもございましたよう

に、(1)の調査事業の中で、いろいろな部分で先ほどの非農地化についての基準等、いろいろな部分についても検討をさせていただいて、できれば基準もしくはマニュアル等を作成できればお示ししていければなというふうなことで、今年度の作業として考えているところでございます。(2)の情報宣伝活動についても、昨年同様引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

事務局

それでは、資料の35ページ以降につきましては、私のほうからご説明をさせていただきます。

こちらは平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。記載内容につきましては、国へ提出する報告書類と同じ内容となっております。I番が農業委員会の状況でございます。一番上の農家・農地等の概要ですが、一番上の左から農家数、農業就業者数、認定農業者数などとなっております。この数字は農林業センサスに基づきまして、そして農業委員会で調査したものとなっております。上から2段目の耕地面積などにつきましては、農水省の集計値と農林業センサスに基づく数値を記載しております。

続いて36ページをごらんください。ここでは担い手への農地利用の集積・集約化について、現状と29年度目標を記載しております。1番の担い手への農地集積面積ですが、現在集計中となっております。こちらにつきましては、集計が終わり次第ご報告をさせていただきたいと考えております。

2番の目標と活動計画については、新規の集積目標を160haとしております。この数字は28年度の目標と同じではありませんが、28年度この目標が達成できなかったことから、同じ数値としております。

続きまして、同じく36ページのⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、28年度の実績が、24の経営体が新たに参入しまして、それらが取得した農地面積は23haです。これに対し29年度目標は、40経営体が参入し取得面積を40haとしまして、28年度実績を上回る目標としております。

続いて37ページをごらんください。Ⅳ番で遊休農地に関する現状や28年度の目標を記載しております。4月の現状が、管内の面積中、遊休農地は108haです。ここで議案の修正をお願いいたします。その横の割合が9.22%としてありますが、申しわけございません。こちらは正しくは0.92%でございます。修正をお願いいたします。

この遊休農地に係る29年度目標としましては、対象面積を2haとしております。この目標面積は28年度実績と同じ面積としております。

最後にV番、違反転用への適正な対応でございます。29年度の活動計画といたしましては、違反者に対して引き続き是正指導を行うとしております。

以上の29年度計画案につきましても、本総会で承認をいただいた後に農業委員会法第37条に基づきまして、本市のホームページで公開をする予定となっております。公開後は、国の通知によりまして国のほうへご報告をすることとなっております。

以上で、目標及びその達成へ向けた活動計画案につきまして説明を終わります。ご審議方、お願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から第9号議案、平成29年度事業計画案についての説明がありました。何かご意見などございませんか。

一　同 　　なし。

議長 　　意見がなければ、それでは、第9号議案、平成29年度事業計画案について、承認することにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございました。

次に、第10号議案、平成29年度下限面積の決定について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　資料の38ページをお開きください。第10号議案、平成29年度下限面積の決定についてでございます。こちらは国の通知に基づきまして、毎年度、農業委員会で下限面積の見直しの検討をしておりますので、提案をさせていただいております。

本市は現在、下限面積を農地法に基づき50aとしておりまして、農地法第3条第2項第5号にあります別段面積というのは設定しておりません。今後1年間も別段面積は設定をしないという今回の提案でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、平成29年度の下限面積の決定について説明がありまし

た。これに異議ございませんか

。

一 同 意義なし。

議 長 異議なしということでございますので、第10号議案、平成29年度下限面積の決定について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全部終了いたしました。

次に、次第5の報告事項に入ります。ここで報告事項2件でございます。平成28年度農業委員会予算と賃借料の情報について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の40ページをご覧いただきたいと思います。こちらには平成29年度の予算をお示ししております。

続きまして、資料の41ページをご覧いただきたいと思います。こちらは農地の賃借料情報をお示ししております。平成28年1月から、失礼いたしました。資料の39ページのほうで平成29年度予算をお示ししております。続いて資料の40ページで賃借料情報をお示ししておるところでございます。

こちらは平成28年1月から12月までに締結されました賃借料から集計し記載しております。表の一番右に「データ数」とありますが、これは集計に用いた農地の筆数となっております。次の40ページでは、参考資料としまして賃借料4年間の推移をご紹介します。

以上が報告事項となります。すみません、最後は41ページが10a当たりの参考資料の水準となっております。失礼いたしました。

議 長 次に、次第6のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 4 時 2 1 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年6月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 西 富 大二郎

署名委員 網 田 稔

書 記 市 川 真由美